

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年1月15日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・アラブ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・アラブ株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

本書作成日現在の料率上限は3.15%*（税抜3.0%）です。

詳しくは販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。なお、販売会社によって取扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

申込期間：平成26年1月16日から平成27年1月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください。)までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース(販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。)」等を取扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取決めを行う必要があります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

また、申込期間において、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付を行いません。

取得申込受付けの中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に取得または解約等ができない場合等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先



第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。詳しくは後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
	海外	
追加型	内外	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[次へ](#)

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり()
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	アフリカ		
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)		
		エマージング 中東/アフリカ		
	その他()			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
中東/アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中東およびアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

- * 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- * 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に実質的に投資します。

サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等(これに準じるワラントや債券等を含みます。)を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

2. ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な分散投資を行います。

主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds エクイティ MENA」と「Amundi Funds キャッシュ・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「Amundi Funds エクイティ MENA」を通じて行います。詳しくは後記「(3)ファンドの仕組み および 2 投資方針 (1)投資方針 投資態度」をご参照ください。

MENA (ミーナ) 地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議(GCC)6カ国を中心に形成される経済圏です。

「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はフランスのアムンディが行います。

投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

アラブ地域の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています。

このため、アラブ諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円で投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。しかし、アラブ地域の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。

この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

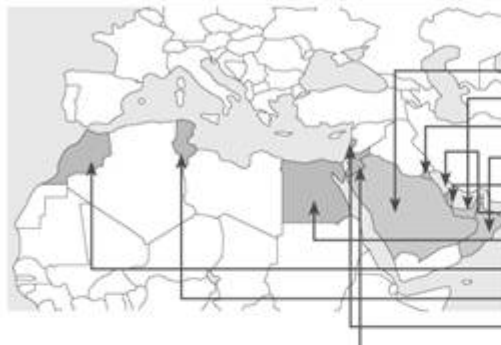
クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、自国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。また、エジプトは、「変動相場制」をとっています。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

アラブ地域の概要

GCC(Gulf Cooperation Council:湾岸協力会議)とは加盟国間の軍事、経済、文化などの制度設置を目的に1981年に設立されました。現在の加盟国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーンの6ヵ国で構成されており、これら加盟国は石油・天然ガスなどの豊富な天然資源の収入を背景に経済成長を遂げると共に、将来的には加盟国間の通貨の統合を目指しています。



国名	人口 ^{※1} (百万人) 2014年	名目GDP ^{※2} (兆円) 2014年	格付 ^{※3} (S&P)	アラブ 地域
サウジアラビア	30.3	73.2	AA-	GCC諸国
アラブ首長国連邦(UAE) ^{※4}	9.3	39.6	Aa2**	
クウェート	4.0	18.4	AA	
オマーン	3.3	8.2	A	
カタール	2.0	20.6	AA	
バーレーン	1.2	2.8	BBB	
エジプト*	85.8	27.0	CCC+	GCC周辺諸国
モロッコ*	33.2	10.9	BBB	
チュニジア	11.1	5.0	B	
レバノン*	4.1	4.5	B	
ヨルダン	6.7	3.6	BB-	
アラブ地域	190.9	213.9		合計
ブラジル	201.4	212.6	A-	参考
ロシア	141.0	217.1	BBB+	
インド	1,259.7	171.5	BBB-	
中国	1,367.5	956.5	AA-	
日本	127.1	512.3	AA-	

出所：国際通貨基金 (International Monetary Fund, 以下「IMF」)
[World Economic Outlook Database, October 2013]およびフルームバーグのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。
名目GDPは2013年10月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信相場仲値 (1米ドル=97.99円) で円換算。

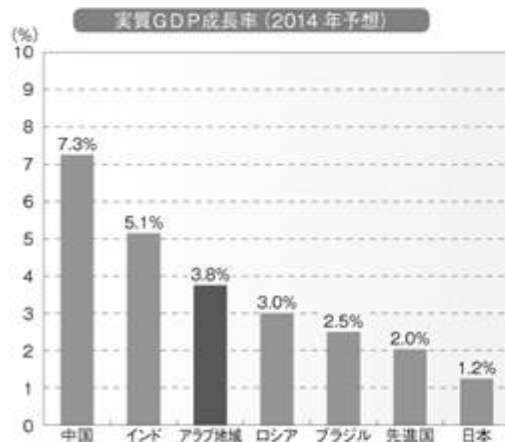
※1 人口および名目GDPは2014年予想値。
※2 格付は自国通貨建て長期債。
※3 アラブ首長国連邦 (UAE) は、アブダビやドバイなど7つの首長国で構成されています。
※4 アラブ首長国連邦 (UAE) の格付は、ムーディーズ社の自国通貨建て長期債を使用。

(2013年10月末現在)

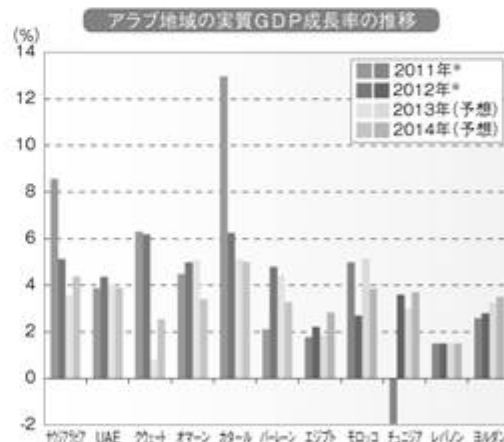
*2013年11月1日付でレバノンはBからB-に格下げ、2013年11月15日付でエジプトはCCC+からB-へ格上げ、モロッコはBBBからBBB-に格下げとなりました。

アラブ地域の経済成長率

■ アラブ地域の経済成長率は先進国と比べて高い水準にあります。



出所：IMF [World Economic Outlook Database, October 2013] のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。アラブ地域は、各国の実質GDP成長率を各国の購買力平価GDPで加重平均して算出。



出所：IMF [World Economic Outlook Database, October 2013] のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。
※2011年のレバノン、2012年のクウェート、レバノン、ヨルダンは推計値。

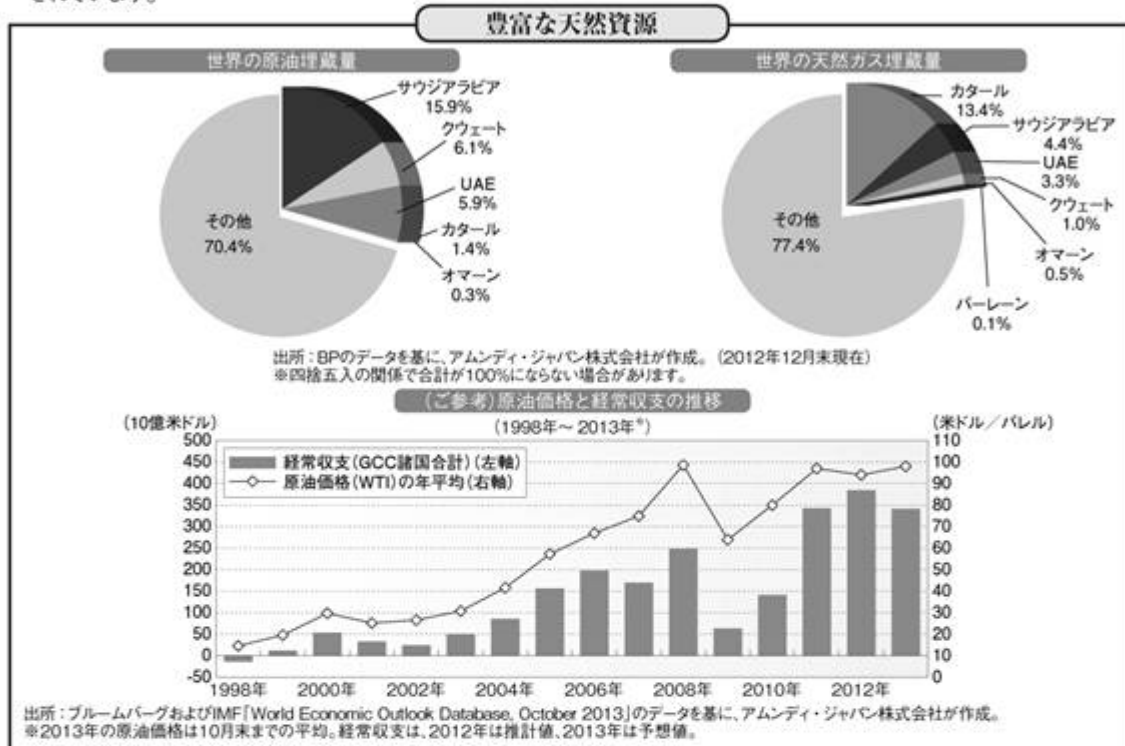
上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

アラブ地域は、中東和平、イラク・アフガニスタンの不安定な国内情勢、イランの核開発などの問題および失業、インフレ、長期・強圧的な統治体制などへの反発を要因とする民主化運動その他治安上の問題を抱えています。証券市場のリスクは、後述の「投資リスク」の「④カントリーリスク」をご覧ください。アラブ地域の経済は資源価格の影響を受けやすく、資源価格の下落等によってGDP成長率が大きく下振れる可能性があります。

追加的記載事項

アラブ地域の成長エンジン① ～豊富な天然資源とインフラ投資～

■ アラブ地域の中心的な存在である GCC 諸国では、潤沢な資源収入を財源として大規模なインフラ投資が計画、実施されています。



インフラ投資

アラブ地域では、道路や港湾・空港といった経済活動に密着したインフラ整備が急速に進んでいます。また、住宅や下水道、学校や病院といった社会インフラ、巨大経済都市計画、コンピューター関連の通信ネットワークなど、幅広い分野でのインフラ投資が行われています。

世界有数のコンテナ取扱量を誇るドバイ港
(ドバイ)



近代的な高速道路
(ドバイ)



巨大経済都市計画
キング・アブドゥラー・エコノミック・シティ
(サウジアラビア)



写真提供：日本・サウジアラビア産業協カタクフォース事務局「躍進するサウジアラビア」(右)

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

アラブ地域は、中東和平、イラク・アフガニスタンの不安定な国内情勢、イランの核開発などの問題および失業、インフレ、長期・強圧的な統治体制などへの反発を要因とする民主化運動その他治安上の問題を抱えています。証券市場のリスクは、後述の「投資リスク」の「④カントリーリスク」をご覧ください。アラブ地域の経済は資源価格の影響を受けやすく、資源価格の下落等によってGDP成長率が大きく下振れる可能性があります。

追加的記載事項

アラブ地域の成長エンジン② ～人口・所得の増加と消費拡大～

■ アラブ地域は、先進国に比べて若い世代が多く、今後も安定的に人口が増加していくことが予想されています。また、GCC 諸国を中心に所得が伸びており消費拡大が期待されています。

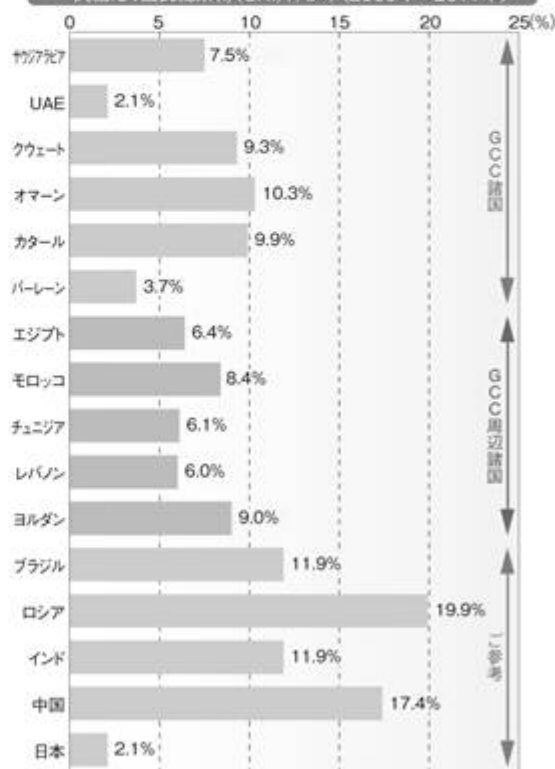


一人当たり国民総所得(GNI)ランキング(2011年)
(米ドル)

順位	国名	一人当たり国民総所得(GNI)
1	モナコ	167,021
2	リヒテンシュタイン	138,751
3	ノルウェー	100,292
4	スイス	87,977
5	カタール	83,261
6	ルクセンブルク	82,045
7	オーストラリア	64,936
8	デンマーク	61,485
9	クウェート	61,039
10	スウェーデン	58,140
17	米国	48,585
19	日本	48,084
20	ドイツ	44,682
21	アラブ首長国連邦	44,204
34	オマーン	24,224
38	サウジアラビア	20,909
41	バーレーン	18,292
56	ロシア	12,586
58	ブラジル	12,356
69	レバノン	8,738
91	中国	5,535
102	ヨルダン	4,597
109	チュニジア	4,152
124	モロッコ	3,048
131	エジプト	2,784
142	インド	1,514

出所：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

一人当たり国民総所得(GNI)伸び率(2000年～2011年)



*2000年～2011年のデータを年率換算。
出所：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※国民総所得(GNI: Gross National Income)とは…国内外から1年間に得た国民の(National)所得(Income)の合計(Gross)のことです。

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

アラブ地域は、中東和平、イラク・アフガニスタンの不安定な国内情勢、イランの核開発などの問題および失業、インフレ、長期・強圧的な統治体制などへの反発を要因とする民主化運動その他治安上の問題を抱えています。証券市場のリスクは、後述の「投資リスク」の「④カントリーリスク」をご覧ください。アラブ地域の経済は資源価格の影響を受けやすく、資源価格の下落等によってGDP成長率が大きく下振れる可能性があります。

追加的記載事項

アラブ地域の成長エンジン③ ～外資の導入と産業育成～

- 税優遇策による外国資本の積極導入を図り、国内のインフラ整備や金融、観光、サービスなどの産業育成を行っています。産業の多様化を進め、天然資源に依存した経済からの脱却を目指しています。

外資の導入

直接投資等により、外資を導入し国内の資本不足を補うことで多くの経済効果が期待されます。

直接投資とは

経営参加や技術提携を目的とした対外投資のことで、方法としてM&Aなどの企業買収、事業提携、現地法人（支店）の設立などがあります。国の経済成長を推測・推進する際の重要な指標のひとつとして注目されています。

直接投資の効果

直接投資は、資本だけでなく新たなビジネス・モデル、優れた経営ノウハウの移転・創造、新技術の創造といった企業の貴重な経営資源が国境を越え、雇用機会の創出、人材の流動化、消費者利益の増大等をもたらし、それにより投資をする国と受ける国の経済関係を拡大させる効果が期待されます。

※直接投資に対して、間接投資とはキャピタルゲインやインカムゲインの獲得を目的として株式や債券に投資することです。

アラブ地域への直接投資の推移



出所：国連貿易開発会議（UNCTAD）のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社で作成。

産業育成

中長期的な経済成長を目指して、天然資源に依存した経済からの脱却と非資源産業の育成を積極的に進めています。

- ・ロジスティクス（物流） アラブ地域は欧州やアジアに近い立地であることから、物流等の中継基地として注目されています。
- ・化学 安価な石油が手に入ることから、石油化学産業が拡大しています。
- ・新エネルギー 中東の気候を活かし、太陽熱・太陽光発電の研究・開発が進められています。
- ・金融 グローバルな資金調達を目的とした金融センターの設立が進んでいます。
- ・観光 古代遺跡に加えて、リゾート開発により観光収入が拡大しています。

アラブの太陽熱発電の実証施設



クウェートの金融センター 証券取引所



世界遺産であるエジプトのピラミッド



写真提供：野村総合研究所(左)、エジプト大使館 エジプト学・観光局(右)

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

アラブ地域は、中東和平、イラク・アフガニスタンの不安定な国内情勢、イランの核開発などの問題および失業、インフレ、長期・強圧的な統治体制などへの反発を要因とする民主化運動その他治安上の問題を抱えています。証券市場のリスクは、後述の「投資リスク」の「④カントリーリスク」をご覧ください。アラブ地域の経済は資源価格の影響を受けやすく、資源価格の下落等によってGDP成長率が大きく下振れする可能性があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年1月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 ファンドの名称を「S G アラブ株式ファンド」から「アムンディ・アラブ株式ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

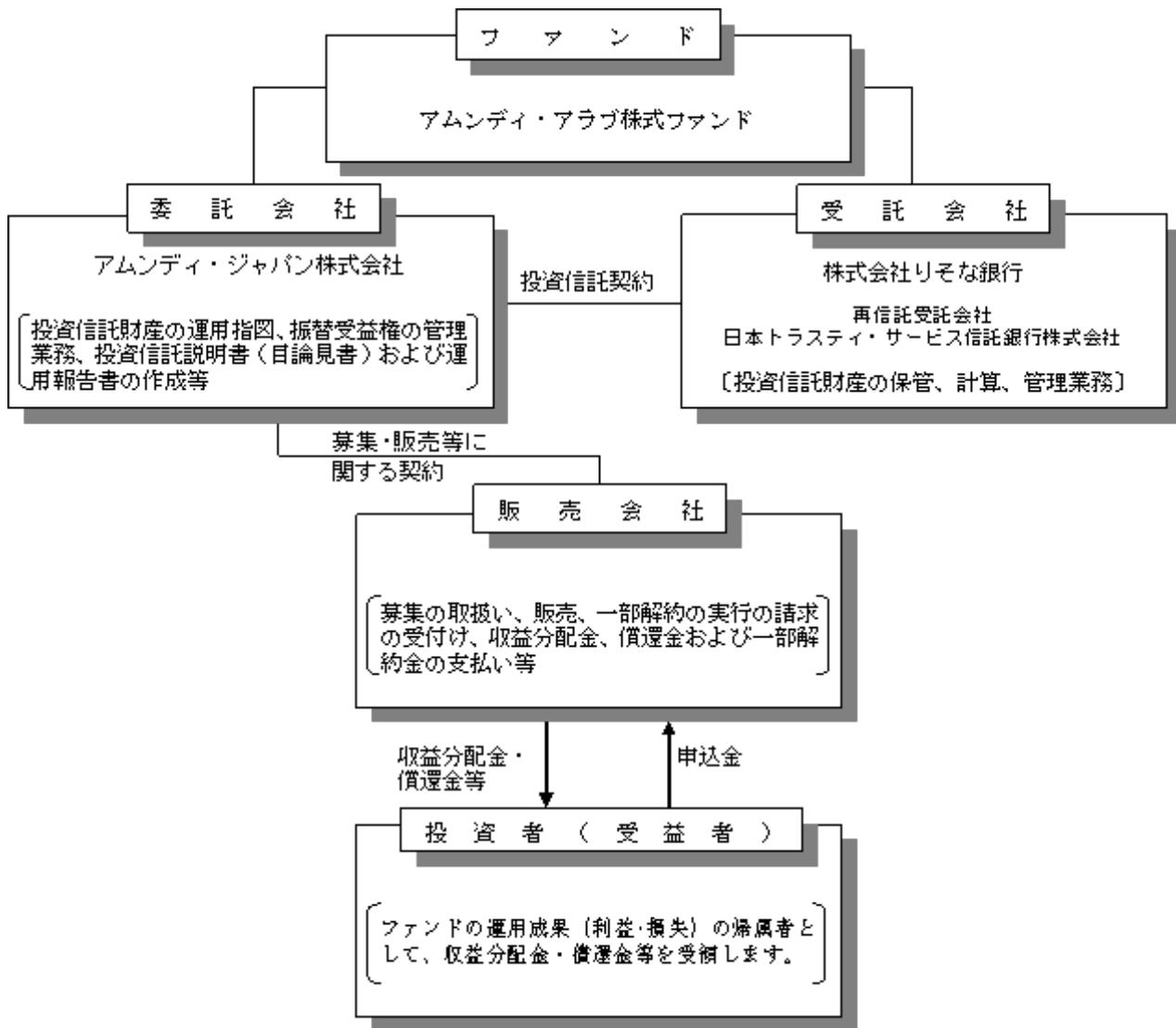
複数の投資信託証券（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比 率
の状況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ（約96兆円、1ユーロ = 128.53円で換算。2013年6月末現在）を超え、欧州第1位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2013年6月版（数値は2012年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

(イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)」および「Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)」(以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の投資証券(以下「投資信託証券」といいます。)を投資対象とします。

(ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。

(ハ) 投資対象のサブファンドにおいては、中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業(中東・北アフリカ諸国の企業を含みます。)の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ホ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、有価証券先物取引等に限りません。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンド(投資信託証券)に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

(a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの

(c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

(d) 投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

(e) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

(f) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

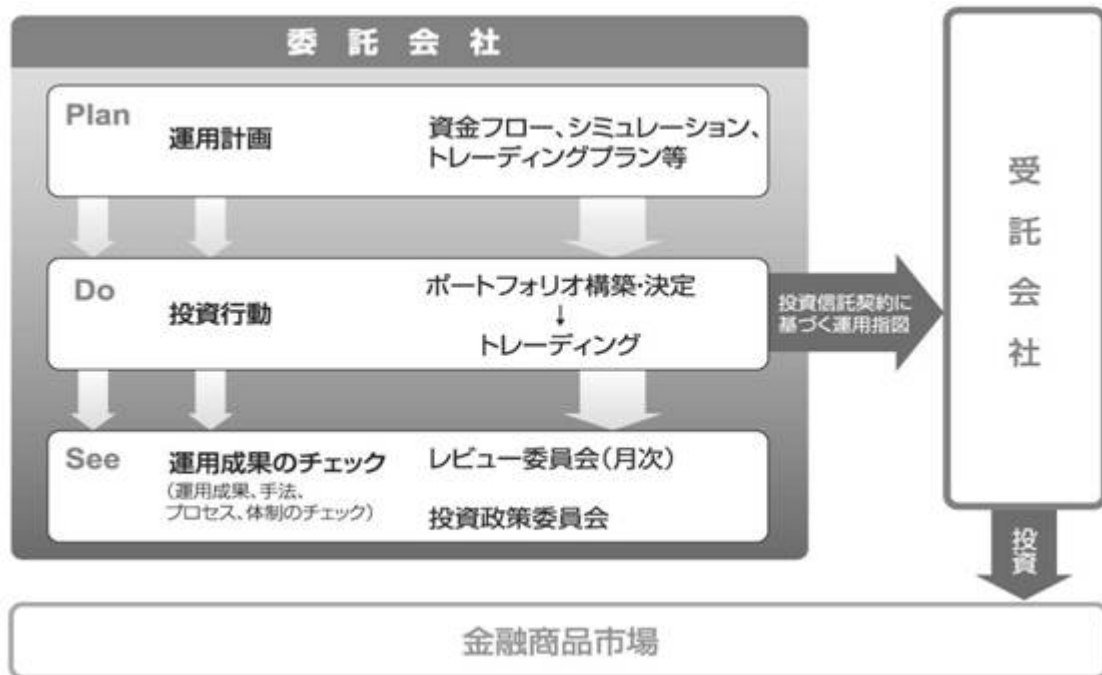
その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (b) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (c) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (d) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドの買付、および組入れを高位に保つことを指図します。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（年2回。4月、10月の原則15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、投資信託約款または投資法人規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。)が定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- (ホ) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

参考情報**ファンドが投資する投資信託証券の概要**

ファンド名	Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Funds をアンブレラファンドとするサブファンド、Amundi Funds Equity MENAの外国投資証券IUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として中東・北アフリカ諸国の上場株式等に投資します。
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国（MENA: サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等）の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運用します。
ベンチマーク	なし
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率1.0%以内
成功報酬	基準価額（成功報酬控除前）が、期首の基準価額から参照指数（S&P Pan Arab Large Mid Cap）のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。（計測期間は最長3年間）成功報酬は、日々計上され（参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます）、計算期間終了後にファンドから控除されます。
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ（Amundi）
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（CACEIS Bank Luxembourg S.A.）
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（Amundi Luxembourg S.A.）

アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Funds をアンブレラファンドとするサブファンドAmundi Funds Cash USDの外国投資証券MUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として米ドル建の短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.1%以内
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ（Amundi）
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（CACEIS Bank Luxembourg S.A.）
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（Amundi Luxembourg S.A.）

（注）各サブファンドの表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

（注）「Amundi Funds エクイティ MENA」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業が発行する外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建を行いその先物指数等が下落した場合や、売建を行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中東・北アフリカ地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時には流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

その他の留意事項

取得または換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止（換金の場合は外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合を含みます。）、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に取得または換金等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの取得または換金の申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得または換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

このほか、ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・換金のお申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営」をご参照ください。）

取得または換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得または換金の申込みを撤回できます。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

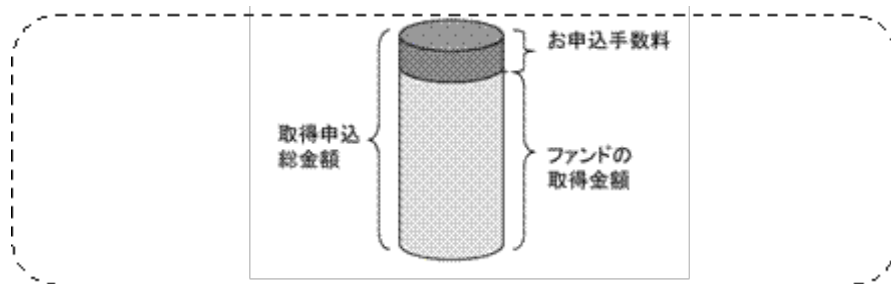
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、換金の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.197%（税抜1.140%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.2312%となります。
 （年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.30%（税抜）	0.80%（税抜）	0.04%（税抜）

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

上記の信託報酬等は本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドが投資する「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の本書作成日現在の運用報酬額の上限は、それぞれの投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0%および年率0.1%を乗じて得た額となります。また「Amundi Funds エクイティ MENA」には成功報酬（サブファンドの基準価額（成功報酬控除前）が、サブファンドの計算期間（7月1日から翌年6月30日）において期首の基準価額から参照指数（S&P Pan Arab Large Mid Cap）のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。（計測期間は最長3年間）成功報酬は、日々計上され（参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます。）、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。）がかかります。したがって、当該信託報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率2.14%（=1.14%+1.0%。税抜）+成功報酬となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

このほか、サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年1月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含み

ます。)の損益通算をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

- 平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注)ファンドは、配当控除は適用されません。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

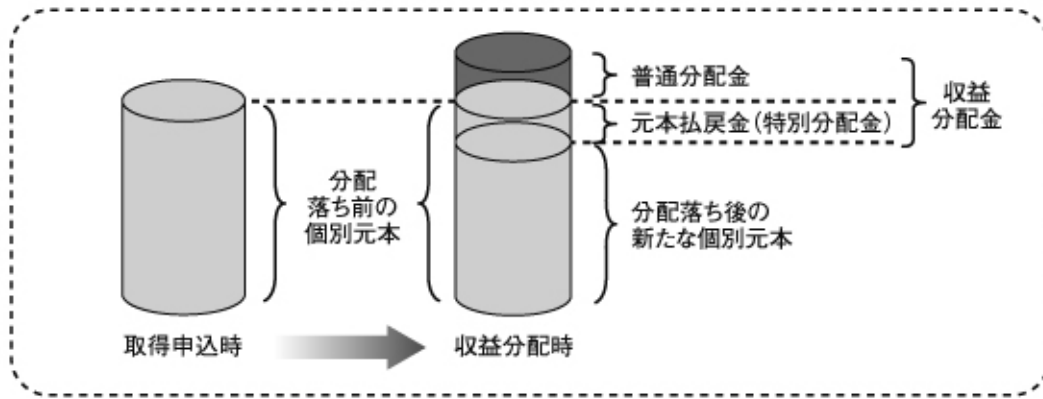
個別元本について

- 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の個別元本となります。
「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成25年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	4,026,246,546	98.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		81,699,861	1.98
合計（純資産総額）		4,107,946,407	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ MENA	30,956.324	130,487.33	4,039,408,099	129,962.27	4,023,154,223	97.93
2	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds キャッシュ・USD	311.233	9,933.74	3,091,709	9,935.71	3,092,323	0.07

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注2）平成25年6月14日付で「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」は、その運用資産を「Amundi Funds エクイティ MENA」に移管いたしました。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資証券	98.01
合計		98.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成20年10月15日）	18,684,979,993	18,684,979,993	0.6405	0.6405
第2期計算期間末（平成21年 4月15日）	10,733,264,249	10,733,264,249	0.4311	0.4311
第3期計算期間末（平成21年10月15日）	10,876,103,919	10,876,103,919	0.5295	0.5295
第4期計算期間末（平成22年 4月15日）	8,649,883,493	8,649,883,493	0.5614	0.5614

第5期計算期間末（平成22年10月15日）	6,306,550,731	6,306,550,731	0.4863	0.4863
第6期計算期間末（平成23年 4月15日）	5,827,369,225	5,827,369,225	0.5054	0.5054
第7期計算期間末（平成23年10月17日）	4,313,015,427	4,313,015,427	0.4329	0.4329
第8期計算期間末（平成24年 4月16日）	4,468,883,414	4,468,883,414	0.5094	0.5094
第9期計算期間末（平成24年10月15日）	3,699,949,062	3,699,949,062	0.4887	0.4887
第10期計算期間末（平成25年 4月15日）	4,306,088,595	4,306,088,595	0.6693	0.6693
第11期計算期間末（平成25年10月15日）	4,158,647,611	4,158,647,611	0.7461	0.7461
平成24年10月末日	3,767,794,526	-	0.5011	-
11月末日	3,670,894,470	-	0.5026	-
12月末日	3,884,969,530	-	0.5446	-
平成25年 1月末日	4,140,162,176	-	0.5977	-
2月末日	4,096,634,677	-	0.6067	-
3月末日	4,187,942,104	-	0.6377	-
4月末日	4,269,145,964	-	0.6708	-
5月末日	4,404,344,741	-	0.7244	-
6月末日	4,137,951,931	-	0.6949	-
7月末日	4,277,928,171	-	0.7371	-
8月末日	4,149,422,252	-	0.7272	-
9月末日	4,106,213,835	-	0.7336	-
10月末日	4,107,946,407	-	0.7424	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成20年 1月31日 至 平成20年10月15日	0.0000
第2期計算期間	自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	0.0000
第3期計算期間	自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	0.0000
第4期計算期間	自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	0.0000
第5期計算期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	0.0000
第6期計算期間	自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	0.0000
第7期計算期間	自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	0.0000

第8期計算期間	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	0.0000
第9期計算期間	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	0.0000
第10期計算期間	自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	0.0000
第11期計算期間	自 平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成20年 1月31日 至 平成20年10月15日	36.0
第2期計算期間	自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	32.7
第3期計算期間	自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	22.8
第4期計算期間	自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	6.0
第5期計算期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	13.4
第6期計算期間	自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	3.9
第7期計算期間	自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	14.3
第8期計算期間	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	17.7
第9期計算期間	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	4.1
第10期計算期間	自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	37.0
第11期計算期間	自 平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日	11.5

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）× 100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成20年 1月31日 至 平成20年10月15日	36,657,881,028	7,483,405,836	29,174,475,192
第2期計算期間 自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	618,020,914	4,893,312,711	24,899,183,395
第3期計算期間 自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	2,613,326,110	6,970,686,404	20,541,823,101
第4期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	900,677,963	6,036,003,364	15,406,497,700
第5期計算期間 自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	326,255,388	2,765,399,633	12,967,353,455
第6期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	751,778,236	2,189,184,814	11,529,946,877
第7期計算期間 自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	160,750,417	1,727,123,964	9,963,573,330
第8期計算期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	185,586,740	1,375,983,867	8,773,176,203
第9期計算期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	80,018,099	1,282,935,684	7,570,258,618
第10期計算期間 自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	79,241,935	1,215,891,593	6,433,608,960
第11期計算期間 自 平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日	134,324,001	994,178,437	5,573,754,524

(注1) 全て本邦内におけるものです。

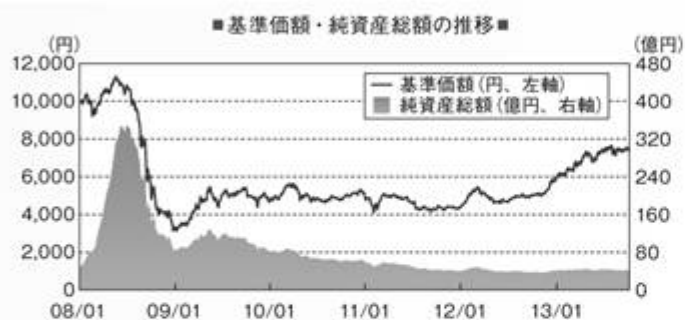
(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2013年10月31日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	7,424円
純資産総額	41.08億円

■ 分配の推移 ■

決算日	分配金 (円)
7期(2011年10月17日)	0
8期(2012年4月16日)	0
9期(2012年10月15日)	0
10期(2013年4月15日)	0
11期(2013年10月15日)	0
設定来累計	0

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

■ 騰落率 ■ (%)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	1.20	0.72	10.67	48.15	54.57	-25.76

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、Amundi Funds エクイティ MENAのポートフォリオの状況を記載しています。

■ 組入上位10銘柄 ■

銘柄名	国名	業種	比率 (%)
1 サウジ・ベーシック・インダストリーズ	サウジアラビア	素材	4.89
2 アル・ラジ銀行	サウジアラビア	銀行	4.73
3 エマール不動産	ドバイ	不動産	4.60
4 サンバ・ファイナンシャル・グループ	サウジアラビア	銀行	4.16
5 ヤンペー国家石油化学社	サウジアラビア	素材	4.07
6 クウェートプロジェクト・カンパニー (KIPCO)	クウェート	各種金融	3.52
7 ジャリル・マーケティング	サウジアラビア	商業サービス	3.42
8 エティハド・エティサラート	サウジアラビア	通信	3.39
9 カタール・ナショナル銀行	カタール	銀行	2.99
10 アブドル・アジズ・アルホカイア	サウジアラビア	サービス	2.94

■ 組入上位10業種 ■

業種	比率 (%)
1 銀行	28.41
2 素材	17.89
3 資本財	7.62
4 不動産	7.38
5 サービス	7.17
6 通信	6.79
7 各種金融	6.50
8 商業サービス	5.26
9 生活必需品	5.08
10 医薬品	2.62

■ 組入上位10ヵ国 ■

国名	比率 (%)
1 サウジアラビア	56.93
2 ドバイ	12.81
3 クウェート	11.86
4 カタール	9.19
5 アブダビ	6.11
6 英国	2.13
7 オマーン	0.75
8 ヨルダン	0.22

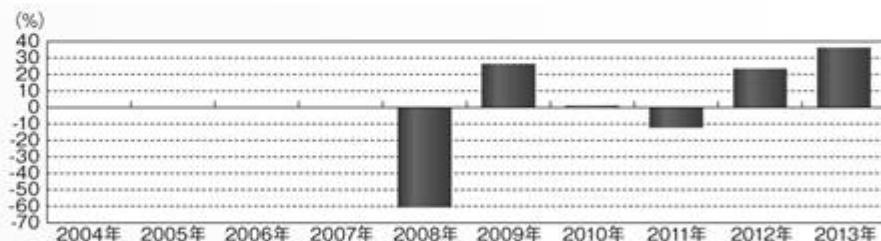
※全8ヵ国
※四捨五入の関係で合計が100.00%
とならない場合があります。

※比率は、Amundi Funds エクイティ MENAの組入有価証券評価額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移

■ 資産配分 ■

	純資産比 (%)
Amundi Funds エクイティ MENA	97.94
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.08
現金等	1.99

※比率は純資産総額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%
とならない場合があります。

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2008年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2013年は年初から10月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、取得申込みの受付を行わないことがあります。

詳しくは後記の<ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い>をご参照ください。

2【換金（解約）手続等】

換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める口数および換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下「換金請求」といいます。）を行うことで換金ができます。換金請求は、振替受益権をもって行

うものとし、ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には換金請求の申込みは受けません。

換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該換金請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。換金請求の申込みの受け付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに換金請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの換金請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。換金請求の申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

換金の価額は、換金請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお換金代金は、換金受益者の換金請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

$$\text{換金価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.2\%)$$

受益者が、換金にかかる換金請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、換金請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

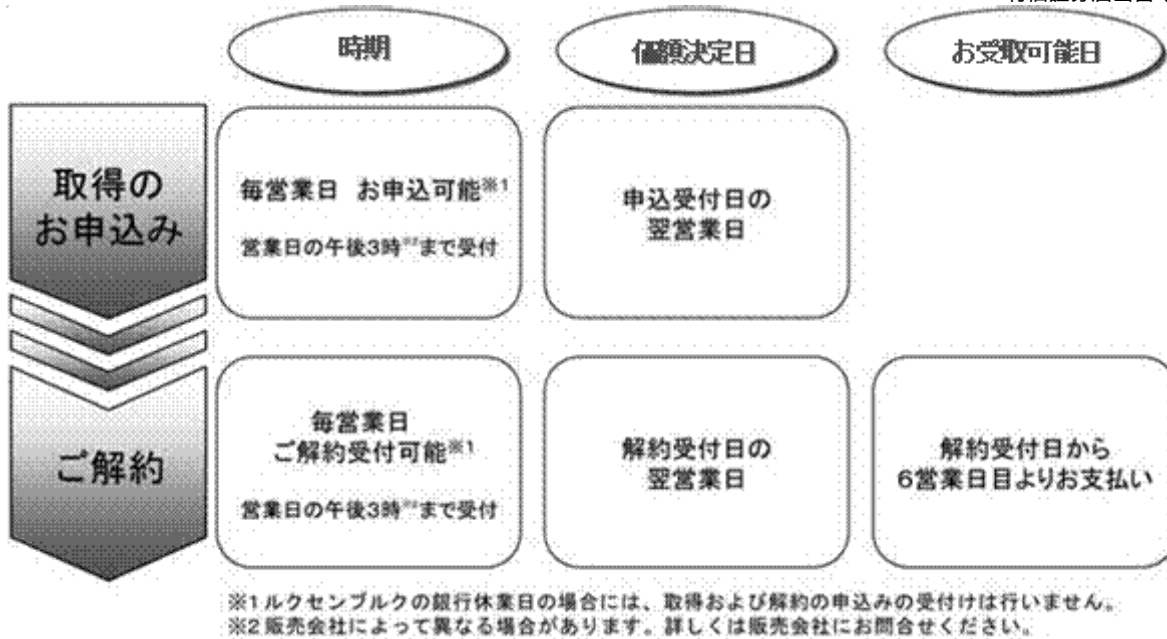
委託会社は、換金請求申込受付日の換金請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、換金請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取消することができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、換金請求の受付を行わないことがあります。

詳しくは後記<ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い>をご参照ください。

前記により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該換金請求の受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該換金請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受け付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。



<ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受け付けを取消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5)その他信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月16日から10月15日まで、10月16日から翌年4月15日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了(ファンドの繰上償還)

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

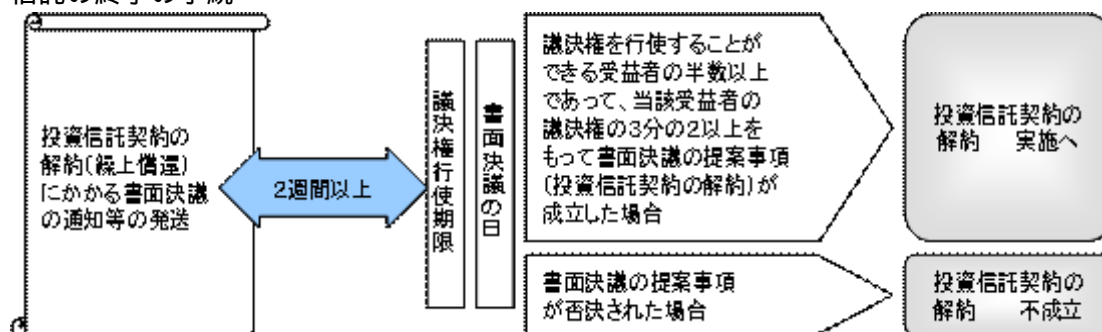
- A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- D AからCにかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知っている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(ロ) (イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (八) (イ) から (ロ) の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また (イ) により投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



- (二) 書面決議において投資信託契約の解約に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- (ホ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

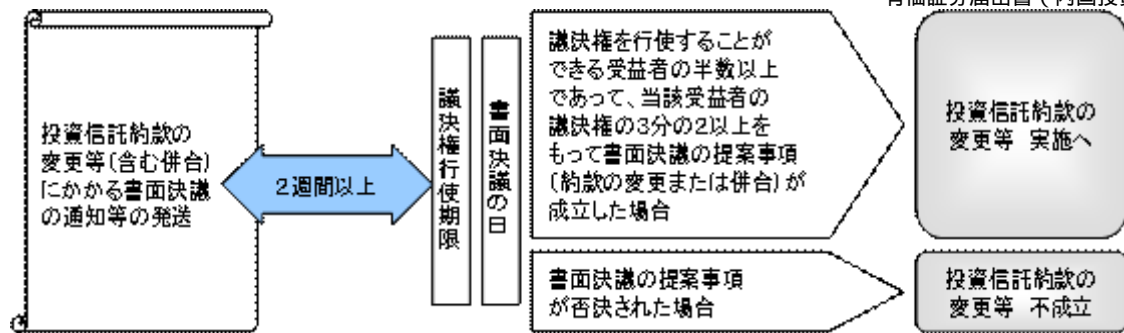
- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (八) (ロ) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (二) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ホ) (ロ) から (二) の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (ヘ) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または投資信託約款の変更等に対して反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「信託の終了(ファンドの繰上償還)」または「投資信託約款の変更等」の書面に記載します。

運用報告書の作成

毎年4月、10月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より送付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払を開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が個別に定める口数および換金単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な投資信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成25年4月16日から平成25年10月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・アラブ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間末 (平成25年 4月15日)	第11期計算期間末 (平成25年10月15日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,974,998	1,974,951
コール・ローン	133,627,687	81,792,461
投資証券	4,240,700,578	4,103,557,917
未収利息	109	67
流動資産合計	4,376,303,372	4,187,325,396
資産合計	4,376,303,372	4,187,325,396
負債の部		
流動負債		
未払解約金	45,476,553	2,718,348
未払受託者報酬	836,864	897,027
未払委託者報酬	23,013,812	24,668,238
その他未払費用	887,548	394,172
流動負債合計	70,214,777	28,677,785
負債合計	70,214,777	28,677,785
純資産の部		
元本等		
元本	6,433,608,960	5,573,754,524
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,127,520,365	1,415,106,913
（分配準備積立金）	870,486	783,694
元本等合計	4,306,088,595	4,158,647,611
純資産合計	4,306,088,595	4,158,647,611
負債純資産合計	4,376,303,372	4,187,325,396

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期計算期間		第11期計算期間	
	自	平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	自	平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日
営業収益				
受取利息		19,097		12,824
有価証券売買等損益		415,804,232		486,500,396
為替差損益		867,691,832		4,945,966
営業収益合計		1,283,515,161		491,459,186
営業費用				
受託者報酬		836,864		897,027
委託者報酬		23,013,812		24,668,238
その他費用		1,125,330		677,566
営業費用合計		24,976,006		26,242,831
営業利益又は営業損失（ ）		1,258,539,155		465,216,355
経常利益又は経常損失（ ）		1,258,539,155		465,216,355
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,258,539,155		465,216,355
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		103,537,921		43,492,675
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,870,309,556		2,127,520,365
剰余金増加額又は欠損金減少額		621,236,999		328,475,593
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		621,236,999		328,475,593
剰余金減少額又は欠損金増加額		33,449,042		37,785,821
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		33,449,042		37,785,821
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,127,520,365		1,415,106,913

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期計算期間末 (平成25年4月15日)	第11期計算期間末 (平成25年10月15日)
1. 期首元本額	7,570,258,618円	6,433,608,960円
期中追加設定元本額	79,241,935円	134,324,001円
期中一部解約元本額	1,215,891,593円	994,178,437円
2. 計算期間末日における受益権の総数	6,433,608,960口	5,573,754,524口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,127,520,365円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,415,106,913円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期計算期間 自平成24年10月16日 至平成25年4月15日		第11期計算期間 自平成25年4月16日 至平成25年10月15日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,351,391円（1万口当たり2円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,217,985円（1万口当たり2円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 17,393円	A	費用控除後の配当等収益額 12,460円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 480,905円	C	収益調整金額 434,291円
D	分配準備積立金額 853,093円	D	分配準備積立金額 771,234円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,351,391円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,217,985円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 6,433,608,960口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 5,573,754,524口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 2円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 2円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第10期計算期間 自 平成24年10月16日 至 平成25年4月15日	第11期計算期間 自 平成25年4月16日 至 平成25年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。</p> <p>また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期計算期間末 (平成25年4月15日)	第11期計算期間末 (平成25年10月15日)
----	---------------------------	----------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期計算期間末 （平成25年4月15日）	第11期計算期間末 （平成25年10月15日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	382,851,384	447,844,582
合計	382,851,384	447,844,582

（デリバティブ取引等に関する注記）

第10期計算期間末（平成25年4月15日）

該当事項はありません。

第11期計算期間末（平成25年10月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期計算期間（自平成24年10月16日 至平成25年4月15日）

該当事項はありません。

第11期計算期間（自平成25年4月16日 至平成25年10月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第10期計算期間末 （平成25年4月15日）	第11期計算期間末 （平成25年10月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6693円 （6,693円）	0.7461円 （7,461円）

(4)【附属明細表】
第1 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Amundi Funds キャッシュ・USD	311.233	31,384.73	
		Amundi Funds エクイティ MENA	31,401.917	41,595,293.27	
	小計		31,713.150	41,626,678.00	
		銘柄数 組入時価比率	2 98.7%	(4,103,557,917) 100.0%	
	投資証券 合計			4,103,557,917 (4,103,557,917)	
合計				4,103,557,917 (4,103,557,917)	

(注) 平成25年6月14日付で「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」は、その運用資産を「Amundi Funds エクイティ MENA」に移管いたしました。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成25年10月末日現在

資産総額	4,113,114,464円
負債総額	5,168,057円
純資産総額（ - ）	4,107,946,407円
発行済口数	5,533,645,553口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7424円
（1万口当たり純資産額）	（7,424円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

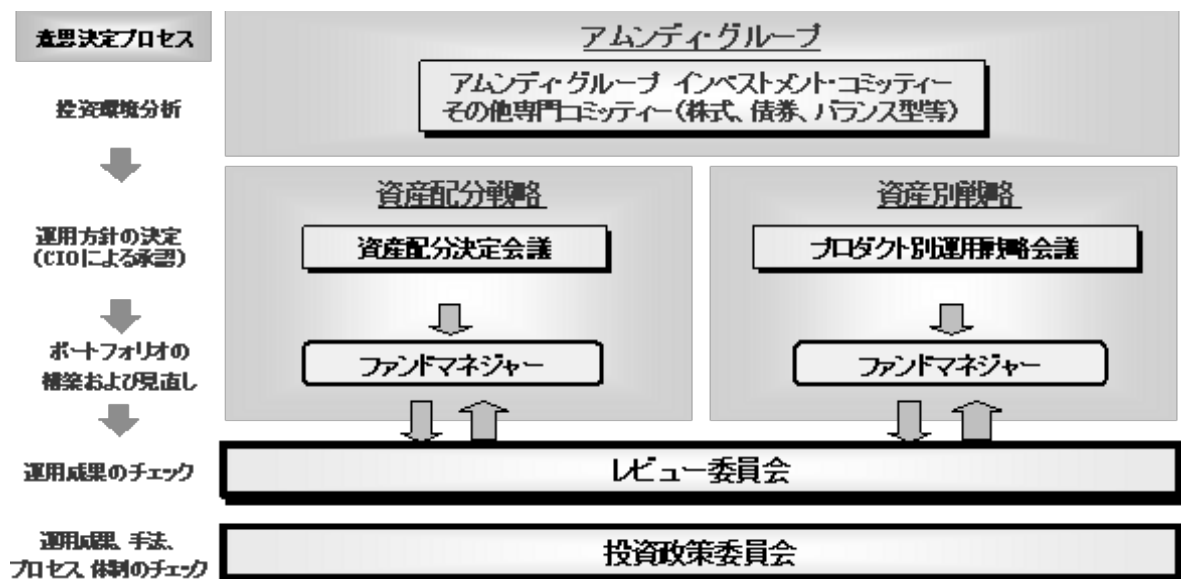
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成25年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	25	71,293
追加型株式投資信託	150	1,596,738
追加型公社債投資信託	1	19,290
合計	176	1,687,321

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
固定負債		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,441	12,041
評価・換算差額等合計	8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期		第32期	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	6,808,292		6,769,804	
運用受託報酬	1,786,519		1,917,494	
投資助言報酬	32,750		39,575	
その他営業収益	532,630		468,026	
営業収益合計	9,160,192		9,194,899	
営業費用				
支払手数料	3,281,468		3,547,890	
広告宣伝費	15,452		67,487	
調査費	1,340,502		1,158,768	
調査費	608,715		568,720	
委託調査費	731,787		590,048	
委託計算費	22,888		19,254	
営業雑経費	257,680		229,276	
通信費	64,101		49,209	
印刷費	176,184		163,516	
協会費	17,395		16,552	
営業費用合計	4,917,990		5,022,676	
一般管理費				
給料	2,819,805		2,585,017	
役員報酬	219,810		118,614	
給料・手当	2,284,355		2,149,555	
賞与	249,749		276,105	
役員賞与	65,891		40,743	
交際費	13,982		11,803	
旅費交通費	83,998		46,930	
租税公課	34,892		39,746	
不動産賃借料	198,292		173,282	
賞与引当金繰入	83,681		93,485	
役員賞与引当金繰入	10,069		17,640	
退職給付費用	249,207		222,723	
固定資産減価償却費	51,786		45,404	
福利厚生費	431,451		421,902	
諸経費	186,838		184,638	
一般管理費合計	4,164,002		3,842,570	
営業利益	78,200		329,653	
営業外収益				
有価証券利息	31,032		-	
受取利息	25		14	
為替差益	-		21,424	
有価証券売却益	7,629		-	
雑収入	8,642		12,664	
営業外収益合計	47,327		34,102	
営業外費用				
為替差損	22,423		-	
有価証券利息	-		14,065	
雑損失	48		231	
営業外費用合計	22,471		14,296	
経常利益	103,056		349,460	
特別利益				
清算配当金	*1*2	73,294	*1*2	-
特別利益合計		73,294		-

特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第31期		第32期	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高	1,200,000		1,200,000	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,200,000		1,200,000	
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高	1,076,268		1,076,268	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,076,268		1,076,268	
その他資本剰余金				
当期首残高	1,342,567		1,342,567	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,342,567		1,342,567	
資本剰余金合計				
当期首残高	2,418,835		2,418,835	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	2,418,835		2,418,835	
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高	110,093		110,093	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	110,093		110,093	
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高	1,600,000		1,600,000	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,600,000		1,600,000	
繰越利益剰余金				
当期首残高	1,595,308		1,391,801	
当期変動額				
剰余金の配当	355,000		300,000	
当期純利益	151,493		272,076	
当期変動額合計	203,507		27,924	
当期末残高	1,391,801		1,363,877	

（ 単位：千円 ）

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	211,578	7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																																				
<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>43,036</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>23,404</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>19,632</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>88,400</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>240</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>55,401</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	43,036	千円	未収運用受託報酬	23,404	千円	未収投資助言報酬	19,632	千円	未収収益	88,400	千円	立替金	240	千円	その他未払金	55,401	千円	<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>7</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>61,411</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>29,393</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>46,863</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	7	千円	未収運用受託報酬	61,411	千円	未収投資助言報酬	-	千円	未収収益	29,393	千円	立替金	-	千円	その他未払金	46,863	千円
未収委託者報酬	43,036	千円																																			
未収運用受託報酬	23,404	千円																																			
未収投資助言報酬	19,632	千円																																			
未収収益	88,400	千円																																			
立替金	240	千円																																			
その他未払金	55,401	千円																																			
未収委託者報酬	7	千円																																			
未収運用受託報酬	61,411	千円																																			
未収投資助言報酬	-	千円																																			
未収収益	29,393	千円																																			
立替金	-	千円																																			
その他未払金	46,863	千円																																			
<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>53,646</td><td>千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>129,811</td><td>千円</td></tr> </table>	建物	53,646	千円	器具備品	129,811	千円	<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>61,093</td><td>千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>140,127</td><td>千円</td></tr> </table>	建物	61,093	千円	器具備品	140,127	千円																								
建物	53,646	千円																																			
器具備品	129,811	千円																																			
建物	61,093	千円																																			
器具備品	140,127	千円																																			

（損益計算書関係）

第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)	第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)									
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	-----									
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	-----									
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	-----									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日比谷ダイビル18F</td> <td>処分予定資産</td> <td>建 物</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物				
場所	用途	種類								
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物								
<p>当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。</p> <p>当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。</p> <p>日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(減損損失の金額)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td style="text-align: right;">8,822千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">8,822千円</td> </tr> </tbody> </table>	(減損損失の金額)			建 物		8,822千円	合 計		8,822千円	
(減損損失の金額)										
建 物		8,822千円								
合 計		8,822千円								
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。									

（株主資本等変動計算書関係）

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
有形固定資産
器具備品
- (2) リース資産の減価償却方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
其他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他(注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他(注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231
(注) 投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
区分	貸借対照表計上 額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	744,922	753,515	8,593	
2. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計	2,689,686	2,708,394	18,708	

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第31期

(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)		第32期 (平成25年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	233,446	前受収益否認額	80,176
繰越欠損金	974,852	繰越欠損金	966,686
未払費用否認額	42,625	未払費用否認額	32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832
減価償却資産	18,095	減価償却資産	7,449
資産除去債務	22,173	資産除去債務	16,852
その他	17,433	その他	9,753
繰延税金資産小計	1,357,388	繰延税金資産小計	1,194,878
評価性引当金	1,176,212	評価性引当金	1,092,719
繰延税金負債との相殺	8,720	繰延税金負債との相殺	3,651
繰延税金資産合計	172,456	繰延税金資産合計	98,508
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去負債会計基準適用に伴う		資産除去負債	13,226
有形固定資産計上額	19,301	その他有価証券評価差額金	6,668

繰延税金負債小計	19,301	繰延税金負債小計	19,894
繰延税金資産との相殺	8,720	繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	10,581	繰延税金負債合計	16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		同左	
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。		-----	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（2.0%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ・エス・アー(非上場)

アムンディ・グループ エス・アー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <p>当期純利益 151,493千円</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <p>当期純利益 272,076千円</p>	

普通株式に係る当期純利益	151,493千円	普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,571,670
有価証券		1,177,907
前払費用		188,924
未収入金		4,424
未収委託者報酬		1,576,363
未収運用受託報酬		1,089,962
未収投資助言報酬		5,226
未収収益		68,186
繰延税金資産		99,128
立替金		42,619
その他		107
流動資産合計		6,824,515
固定資産		
有形固定資産	*1	214,204
無形固定資産	*1	10,824
投資その他の資産		
投資有価証券		1,886,871
関係会社株式		86,168
長期未収入金		5,000
長期差入保証金		180,700
ゴルフ会員権		60
貸倒引当金		5,000
投資その他の資産合計		2,153,798
固定資産合計		2,378,826
資産合計		9,203,341

（単位：千円）

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	983
預り金	97,202
未払金	955,061
未払償還金	4,009
未払手数料	724,430
その他未払金	226,622
未払費用	274,831
未払法人税等	67,864
未払配当金	375,000
未払消費税等	42,820
前受収益	143,192
賞与引当金	271,994
役員賞与引当金	32,352
流動負債合計	2,261,300
固定負債	
繰延税金負債	16,192
リース債務（長期）	3,923
退職給付引当金	82,919
賞与引当金	5,667
役員賞与引当金	9,721
資産除去債務	51,421
固定負債合計	169,842
負債合計	2,431,142
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	1,434,015
利益剰余金合計	3,144,108

株主資本合計	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,256
評価・換算差額等合計	9,256
純資産合計	6,772,199
負債純資産合計	9,203,341

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間
	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,172,258
運用受託報酬	1,323,524
投資助言報酬	10,678
その他営業収益	126,990
営業収益合計	5,633,450
営業費用	3,196,875
一般管理費	*1 1,966,680
営業利益	469,895
営業外収益	*2 34,517
営業外費用	*3 4,661
経常利益	499,752
特別損失	326
税引前中間純利益	499,425
法人税、住民税及び事業税	53,416
法人税等調整額	871
法人税等合計	54,287
中間純利益	445,138

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,363,877
当中間変動額	

剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	1,434,015
利益剰余金合計	
当期首残高	3,073,969
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	3,144,108
株主資本合計	
当期首残高	6,692,804
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
純資産合計	
当期首残高	6,704,845
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	67,353
当中間期末残高	6,772,199

重要な会計方針

<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2．固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～18年 器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p>
<p>3．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p>

	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)		
*1	固定資産の減価償却累計額	
	有形固定資産	213,905 千円
	無形固定資産	25,015 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)		
*1	減価償却実施額	
	有形固定資産	17,759 千円
	無形固定資産	2,693 千円
*2	営業外収益のうち主要なもの	
	為替差益	13,592 千円
	団体生命保険の配当金	12,477 千円
	有価証券利息	4,528 千円
*3	営業外費用のうち主要なもの	

償還ファンドの償還金等	3,467	千円
有価証券売却損	1,194	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

未払配当金

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間

(自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,571,670	2,571,670	-
(2) 未収委託者報酬	1,576,363	1,576,363	-
(3) 未収運用受託報酬	1,089,962	1,089,962	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	741,120	745,185	4,065
その他有価証券	2,323,658	2,323,658	-
資産計	8,302,773	8,306,838	4,065
(1) 未払手数料	724,430	724,430	-
負債計	724,430	724,430	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
-----	----------------

関係会社株式

86,168

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間

(自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	741,120	745,185	4,065
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	741,120	745,185	4,065

2. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額86,168千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,493,646	1,505,191	11,545
	(3) その他(注)	8,000	11,075	3,075
	小計	1,501,646	1,516,266	14,620
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	807,631	807,392	239
	小計	807,631	807,392	239
合計		2,309,277	2,323,658	14,381

(注) 投資信託受益証券であります

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	50,917 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	504 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額（ は減少）	- 千円
当中間会計期間末残高	51,421 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	878,621	投資運用業及び投資助言・ 代理業並びにこれらの附帯 業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,821円75銭
1株当たり中間純利益	185円47銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>	
中間純利益	445,138千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	445,138千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
かざか証券株式会社	1,000百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
愛媛証券株式会社	100百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	
明和証券株式会社	511百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）	589億6,870万7,252.5香港ドル 64億8,850万米ドル	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	

株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	

野村證券株式会社およびザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額：51,000百万円(平成25年9月末日現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成25年12月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・アラブ株式ファンドの平成25年4月16日から平成25年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・アラブ株式ファンドの平成25年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月11日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計

期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。